

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案委員会修正要旨

一、書面の交付に関する改正規定の削除等

親事業者が下請事業者に交付すべき書面について、製造委託等をした場合は「直ちに」交付しなければならぬこととされている規定を「遅滞なく」交付しなければならないことに改める改正規定を削除する。ただし、当該書面に記載すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならないものとする。

二、親事業者の遵守事項の追加

親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないものとする。